

づ、の餘分六百四十分あり、此をまた日に直せば、二十日にて餘分なし、此を復故とは云り、然れば一紀七十六歳と定めしは、是八十歳の四歳を減じたる數なるが、即四歳づ、十九を積みて定たるにて、是ぞ古曆法の大要なりける。此に就て按ふに、既に云ふ物は、共に西洋の天文書を譯せる物なるが、其書等に據るに、彼國邊に用ふる首の法に在し、其古なるは、我が崇神天皇の五十三丙子歳に當りて、耶摩國に由利安と云へる首の法に在し、其古なるは、我が崇神天皇の五日と、晝夜を十二時とせり、其六時と云ふは、彼國に四分日、一日を二十四分に當れば、晝夜四分、晝夜六時のうち六時を除きて、全日三百六十五日を加へて、三百六十六日となし、其年を閏年と云ふ、是を以て第四年に必ず閏年あり、故は由利安が始めし曆法なる故に、由利安と稱して、千六百餘年がほだ行はれ、是古法なり、然に我が天正十一年癸未歳に當りて、宜禮基利と稱して、面ありて、其曆法を改め、千六百餘年の間に、十餘日の差を生ぜり、是に因りて、太易の躔度、巨細に測れば、三百六十五日六分四十分なり、四十九分は、西洋の一日を二十四分に既せり、云ふ如く、諸越の曆法に謂ゆる四分日、一分は、八分なり、四十九分は、西洋の一日を二十四分に既せり、云ふ如く、諸越の曆法に四十九分なれば、諸越また皇國の一時の半時足すなり、然るに、其三百六十五日を平年として、是に依て、四年一閏の法を止めて、四百年に一日の満ざる故に、千六百餘年を經る間に、十五日を平年として、立て、閏年と爲たり、此法に據るときは、七千二百年に一日になほ半の時餘り不足する時刻を、由利安の曆法を用ひて、宜禮基利年と稱する由見なすに、此由利安が曆法いと能く、今の古曆に似たるは、其法と同一く、太古に神眞の傳へし古法なるべし、此に比べては、宜禮基利が曆法は、精に似て却りて、なり、蘭學をまた無き物に好まむ人など、此等の言を聞むには、決りて訝しみ思ふべけれど、我に有れば、深く思ひ得たる定説

西洋曆法

〔佛國曆象編一原〕論梵曆漸入支那大較

曆學疑問補一云、隋以前西曆未入中國此義已批其見於史者在唐爲九執曆、在元爲萬年曆、在明爲回曆、在本朝爲西洋曆。

〔明史曆三十一〕後世法勝於古、而屢改益密者、惟曆爲最著、崇禎中、議用西洋新法、命閣臣徐光啓

光祿卿李天經、先後董其事、成曆書一百三十餘卷、多發古人所未發、時布衣魏文魁上疏排之、詔立

兩局推驗、累年校測、新法獨密、然亦未及頒行、由是觀之、曆固未有行之久而不差者、烏可不隨時修